

平成 23 年 12 月 26 日
県民くらしの安全課

牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価について

平成 23 年 12 月 19 日、厚生労働省は食品安全委員会に対し、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）に係る食品健康影響評価について諮問を行いました。

1 諮問の背景

- (1) BSE 対策を開始して 10 年が経過することから、最新の科学的知見に基づく再評価を行う必要があること。
- (2) これまでの国内の BSE 対策の効果の評価、現在のリスクに応じた対策の見直しの検討が必要であること。
- (3) 他の BSE 発生国産の牛肉等については輸入規制あるいは制限を行っているが、各国の飼料規制やサーバランスの実施状況、食肉処理段階の措置等を踏まえた現在のリスクに応じた対策の見直しの検討が必要であること。
- (4) 我が国と同様の BSE 対策を実施している欧州連合が、リスク評価結果に基づく対策の見直しを行っていることから、それらを考慮する必要があること。
- (5) OIE（国際獣疫事務局）基準よりも高い水準の措置を維持する場合には、科学的な正当性を明確化する必要があること。

2 具体的な諮問内容

(1) 国内措置

ア 検査対象月齢

現行規制閾値である「20 か月齢」から「30 か月齢」とした場合のリスクを比較。

イ 特定危険部位の範囲

頭部、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30 か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

(2) 国境措置（現在まで調整が進んでいる、米国、カナダ、フランス及びオランダが対象）

ア 検査対象月齢

現行規制閾値である「20 か月齢」から「30 か月齢」とした場合のリスクを比較。

イ 特定危険部位の範囲

頭部、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30 か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30 か月齢」とした場合のリスクを比較。

3 今後の方針

厚生労働省では、食品健康影響評価の結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行うとしています。

【参考】

1 国内の BSE 対策

- 飼料規制（肉骨粉¹禁止）
- 特定危険部位²の除去（頭部、せき髄及び回腸）
- BSE 検査（21 か月齢以上の牛）
- 食肉の衛生確保（せき柱³の食品への利用禁止）
- 死亡牛の BSE 検査

2 国産牛の BSE 対策の経緯

平成 13 年	○国内 1 頭目の BSE 感染牛確認（9/10） ○肉骨粉飼料完全禁止（10/4） ○牛の全頭検査開始（10/18～）
平成 14 年	○牛海綿状脳症特別措置法公布（6/14）
平成 16 年	○BSE 発生国の牛のせき柱（全月齢）の食品への使用禁止（2/16） ○全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全委員会に諮問（対象月齢を 21 か月齢以上とすること等）（10/15）
平成 17 年	○食品安全委員会からの答申（5/6） ○牛海綿状脳症特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布（検査対象月齢を 21 か月齢以上とすること）（7/1）
平成 21 年	○と畜場法施行規則改正（ピッシング ⁴ を禁止）（4/1） ○日本の BSE ステータスが「管理されたリスクの国」と認定（OIE 総会）（5/26）

3 輸入牛の BSE 対策の経緯

平成 12 年	○EU 諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止（12/22）
平成 13 年	○BSE 発生国産の牛肉・牛加工品の輸入の法的禁止（2/15）
平成 15 年	○カナダにおいて BSE 感染牛確認、輸入禁止（5/21） ○米国において BSE 感染牛確認、輸入禁止（12/24）
平成 17 年	○食品安全委員会へ、我が国の牛肉と米国・カナダから輸入される牛肉のリスクについての同等性について諮問（5/24） ○食品安全委員会の答申（12/8） ○米国及びカナダ産牛肉の輸入再開（20 か月齢以下、SRM の除去）（12/12）
平成 19 年	○米国とカナダの BSE ステータスが「管理されたリスクの国」と認定（OIE 総会）（5/20）

4 BSE 感染確認頭数（平成 22 年 3 月 31 日現在）

平成 13 年 9 月の国内 1 例目、と畜場で確認された 21 例、死亡牛検査で確認された 14 例の計 36 頭が BSE 感染牛として確認。

なお、平成 21 年度以降は、BSE 感染牛は確認されていない。

¹ 肉骨粉：食肉処理の過程で得られる肉、皮、骨等の残さから製造される飼料原料。

² 特定危険部位：異常プリオンタンパク質が蓄積する頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部

³ せき柱：背根神経節が食品に利用されることを防ぐため、背根神経節を含むせき柱を消費者への販売前に除去するもの

⁴ ピッシング：と畜の際、牛の足が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき髄神経組織を破壊すること。